

役員報酬等の基準

社会福祉法人ネットワークみやび役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人ネットワークみやびの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等及び評議員に支払われる報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、社会福祉法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員その他、評議員選任・解任委員、第三者委員を含むものとする。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、本規程で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員には勤務の態様に応じ報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月の定まった日に支払うものとし、非常勤役員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。
- 3 役員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、別表第1「常勤役員の報酬額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員及び評議員の報酬額」に定める定額とする。
- 3 常勤の役員に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費その他の費用)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。この場合、常勤役員には、通勤に要する交通費として、この法人の職員給与規程に定めるところにより通勤手当を支給するものとする。

2 役員等及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用についてはこれを支払うものとし、その額は、別表4「役員等及び評議員に対する費用の支払い額」によるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって役員等の報酬等支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬額

名 称	報 酬 額
常務理事	月額 500,000 円までの範囲で理事長が定める額

別表第2 非常勤役員及び評議員の報酬額

名 称	報 酬 額
理事長	月額 250,000 円
その他の理事・監事 及び評議員	理事会または評議員会に出席の都度 1 人 5,000 円 法人業務遂行のため出席の都度 1 日 1 人 5,000 円
監事	監事業務 1 回につき 1 人 10,000 円

別表第3 常勤役員退職手当の算出方法

名 称	算 出 方 法																							
退職手当の額	退職時の報酬月額×支給率 ただし、在職年数（役員としての在職年数をいう。）が 1 年以上の者で当該在職期間に 1 年未満の在職月数がある場合は、これを考慮しない。																							
	支給率 <table border="1" data-bbox="660 1227 1401 1816"> <thead> <tr> <th>在職年数</th> <th>支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>在職満年数につき 0</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 2 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.2</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 3 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.3</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.4</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.5</td> </tr> <tr> <td>5 年以上 6 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.6</td> </tr> <tr> <td>6 年以上 7 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.7</td> </tr> <tr> <td>7 年以上 8 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.8</td> </tr> <tr> <td>8 年以上 9 年未満</td> <td>在職満年数につき 0.9</td> </tr> <tr> <td>9 年以上 10 年未満</td> <td>在職満年数につき 1.0</td> </tr> <tr> <td>10 年以上</td> <td>在職満年数につき一律 1.0</td> </tr> </tbody> </table>	在職年数	支給率	1 年未満	在職満年数につき 0	1 年以上 2 年未満	在職満年数につき 0.2	2 年以上 3 年未満	在職満年数につき 0.3	3 年以上 4 年未満	在職満年数につき 0.4	4 年以上 5 年未満	在職満年数につき 0.5	5 年以上 6 年未満	在職満年数につき 0.6	6 年以上 7 年未満	在職満年数につき 0.7	7 年以上 8 年未満	在職満年数につき 0.8	8 年以上 9 年未満	在職満年数につき 0.9	9 年以上 10 年未満	在職満年数につき 1.0	10 年以上
在職年数	支給率																							
1 年未満	在職満年数につき 0																							
1 年以上 2 年未満	在職満年数につき 0.2																							
2 年以上 3 年未満	在職満年数につき 0.3																							
3 年以上 4 年未満	在職満年数につき 0.4																							
4 年以上 5 年未満	在職満年数につき 0.5																							
5 年以上 6 年未満	在職満年数につき 0.6																							
6 年以上 7 年未満	在職満年数につき 0.7																							
7 年以上 8 年未満	在職満年数につき 0.8																							
8 年以上 9 年未満	在職満年数につき 0.9																							
9 年以上 10 年未満	在職満年数につき 1.0																							
10 年以上	在職満年数につき一律 1.0																							

別表第4 役員等及び評議員に対する費用の支払い額

名 称	費用の支払い額
評議員選任・解任委員	会議に出席の都度 1人 3,000円
第三者委員	会議に出席の都度 1人 3,000円
この法人の旅費規程に基づく旅費	実費
宿泊費	実費（上限20,000円）
その他	業務遂行のために実際に要した費用 （前項に掲げるものを除く。）